

令和6年第1回水巻町議会 定例会 会議録

令和6年第1回水巻町議会定例会第2回継続会は、令和6年3月12日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番 白石 雄二

8番 岡田 選子

2番 山口 秀信

9番 井手 幸子

3番 松野 俊子

11番 古賀 信行

4番 水ノ江 晴敏

12番 近藤 進也

5番 亀元 公一

13番 住吉 浩徳

6番 廣瀬 猛

14番 高橋 恵司

7番 名倉 亮介

2. 欠席議員は次のとおり

10番 中山 恵

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	植 田 英次郎
総 務 課 長	増 田 浩 司	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	手 嶋 圭 吾	産 業 環 境 課 長	大 黒 秀 一
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	寺 田 裕 彦
税 務 課 長	土 岐 和 弘	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	藤 田 恵 二	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	服 部 達 也

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和6年3月 定例会
(第1回)

本会議 会議録

第2回継続会

令和6年3月12日

水巻町議会

令和 6 年 第 1 回水巻町議会定例会 第 2 回継続会 会議録

令和 6 年 3 月 12 日

午前 10 時 00 分開議

議 長（白石雄二）

出席 13 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年第 1 回水巻町議会定例会第 2 回継続会を開きます。

日程第 1 一般質問について

議 長（白石雄二）

日程第 1、一般質問について。これより一般質問を行います。1 番、日本共産党。はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

9 番、井手幸子です。日本共産党を代表いたしまして、冒頭質問を行います。

まず初めに、町の防災対策についてお尋ねをいたします。

初めに、地震対策について、元旦に発生した能登半島地震では、発生から 2 か月が経過した今でも劣悪な環境の避難生活が続き、自宅の再建のめども立たず、被災者の方々の多くは疲労こんぱいされている状況です。

今回の地震を受け、神戸大学名誉教授の室崎益輝さんは、「しんぶん赤旗」の中で、5 年ごとに防災計画を見直している自治体もあることなどを紹介しています。また、室崎氏は、「災害は自然現象と人為的現象が合わさったもので、人間社会の側で被害の軽減を図るようにしなければならない」「自治体に押し寄せる効率化の波は、災害に弱い。今回は、社会や行政の備えが不十分だったため、被害が大きくなってしまった」と話されています。

特に、地震災害の場合は、水害災害や土砂災害のように、事前に予知することは困難で、突然発生します。それだけに、町の十分な備えが求められます。そこで、次の 4 点についてお尋ねをいたします。

1 番目は、地域防災計画の見直しについてです。

政府の地震調査研究推進本部は、今後 30 年以内に地震が発生する確率を 4 ランクに分け、最も高い S ランクに、県内では、警固断層帯と福智山断層帯が入っています。特に、遠賀川沿いは軟弱な地盤の影響で、強い揺れに見舞われ、甚大な被害に遭う可能性があります。

現在の町の地域防災計画は、2020 年に作成されていますが、町民への周知を行う防災マップ（ハザードマップ）は、2019 年に作成されたもので、既に 5 年が経過しています。

2 月 1 日付の朝日新聞では、能登半島地震の検証の中で、計画の見直しを阻んだ安全神話と厳しく指摘しています。また、同じ記事の中で、元鳥取県知事の片山善博氏は、「緊急時、トッ

プが判断しなければならないことが多い中で、首長は自分事として考えてほしい」と主張しています。

これを機に、町の地域防災計画を、想定そのものから見直す必要があると考えますが、いかがですか。

2番目には、避難所の整備についてお尋ねをいたします。

当町において、小・中学校の体育館や町民体育館、体育センター、武道館などが避難所として指定されていますが、能登半島地震では、劣悪な環境の避難所についても報道されています。多くの避難所となっている体育館に、空調設備を設置するなどの早急な対策が求められると考えますが、いかがですか。

3番目には、要支援者の避難について、お尋ねをいたします。

町の防災計画では、避難行動要支援者について、登録を希望する対象者の名簿を作成することを明記していますが、実際の避難行動については何も触れられていません。

能登半島地震でも、要支援者が1人では避難することができず、避難することを諦めたという事例が報道されていました。本町において、要支援者名簿を基にした具体的な避難計画についてどうお考えですか、お尋ねします。

最後に、住宅耐震化の促進についてお尋ねをいたします。

能登半島地震では、死亡者の9割が家屋倒壊で亡くなられています。倒壊したのは、1981年より以前の家屋が多数で、高齢者世帯は経済的理由で耐震改修を諦めていた状況です。

当町の耐震改修工事費の補助限度額は90万円ですが、150平方メートルの戸建てであれば、およそ140万から200万円かかると言われています。ちなみに被災した珠洲市の補助金は200万円でした。町内にはまだ耐震化されていない多くの家屋があると推測されます。町民の命を守るために、この機会に、補助金の限度額を引き上げることを求めますが、いかがですか。

2番目に、水害対策についてお尋ねをいたします。

ハザードマップの洪水被害想定では、遠賀川沿いの猪熊、えぶり、伊左座、二地区のほとんどで3メートル以上の浸水が予測されています。その上、洪水災害では、指定避難所のほとんどが利用できません。長引く雨などにより、川が氾濫し、家屋が浸水した町民はどこへ避難したらよいのでしょうか。

また、避難所までの移動手段も保障されていません。町が具体的な水害対策を講じる必要があります。

特に猪熊地区には現在活用されていない町営住宅跡地があります。この土地を活用して、避難所も兼ねた町民センターなどを設置してはいかがでしょうか。避難所を最上階に置き、買物難民対策も兼ねた売店、誰もが集えるカフェなども併設し、地域住民のために利活用することを提案しますが、いかがですか。

2つ目に、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設についてお尋ねをいたします。

60歳代後半では、3人に1人が加齢性の難聴と言われ、日常生活や社会参加を困難にし、認知症の危険因子の一つとも指摘されていることは周知の事実です。そのため、加齢性難聴者には補聴器の使用が強く求められていますが、高額なため、補聴器が必要な人も購入を躊躇し装用が遅れることや、「高いから買えない」と、そもそも選択肢として考えられない方もいます。

誰もが補聴器を使えるようにしてほしい。これは、認知症のリスクを減らし、元気に生き生きと地域で暮らしていける、本町の高齢者社会形成のために、町行政として取り組むべき必要条件であると考えます。

補聴器購入の際、「補助があれば、補聴器購入を考える」「そんな制度があればありがたい」との声は、本町で大きく広がっています。

その声の広がりによって、独自に購入の助成をする自治体が、この2年間で、全国で7倍に広がりました。2021年には36自治体だったものが、2024年1月には239自治体となっています。全国で補聴器助成の機運が高まっています。

2021年3月、厚労省は、「自治体における高齢難聴者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究結果と提言」を出しました。そこには、1、難聴を早期に発見する仕組みの構築、2、難聴が疑わしいときは、医療機関への受診勧奨ができるよう、耳鼻咽喉科との連携の仕組みを整える、3、受診勧奨からなる適切な補聴器利用のために、補聴器相談医や認定補聴器技術者の周知を図る、4、補聴器装用後、装用を継続するために難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要、と提言しています。

「2025年には、国内の高齢者3,500万人のうち700万人、5人に1人が認知症になると推定され、65歳以上の3人に1人が難聴になるとされています。難聴があると耳から脳への情報刺激が減少し、認知症を発症しやすくなり、さらに会話が減り、周囲の人と疎遠になり、個人的な活力と社会活動の低下を来して、認知症の進行も速くなると考えられています。」これは、新潟県内30市町村全てに、補聴器購入助成制度の実現に役割を果たした新潟市大滝耳鼻科クリニック院長の大滝一医師の言葉です。

日本耳鼻咽喉学会では、この新潟プロジェクトを基に、学会からの呼びかけと厚労省の後押しで、今年の7月から2年間、30億円以上かけてAC広告機構を通じて、テレビやポスターで、認知症と難聴に関する啓発キャンペーンを大々的に行うとのことでした。

そこで、お尋ねいたします。テレビコマーシャル等で、認知症と難聴との関係が広くキャンペーンされる7月以降、本町の高齢者や医療や介護に関わる全ての皆さんが、耳の聞こえ、難聴に大きく関心を持つこととなり、補聴器購入の助成制度への関心・要望は一層強まることは間違いありません。本町の全ての高齢者の暮らしが改善され、社会生活を気後れすることなく、生き生きと過ごしてもらうために、補聴器購入助成制度を創設することを求めます。いかがですか。

最後に、単身者の町営住宅への入居要件の緩和と民間賃貸住宅への家賃補助についてお尋ねをいたします。

我が国の住宅政策は、長年、ハウスメーカー支援に役立つ持家政策が続いています。その反面、賃貸住宅への支援は大変乏しく、政府による家賃補助制度もありません。

本町では近年、農地の宅地化が進み、戸建て住宅や民間賃貸住宅の建築が増えています。戸建て住宅への補助制度は、本町においても、定住促進奨励金制度、固定金利のフラット35の金利を0.25%引き下げられる制度、古家解体支援制度などの施策がとられてきました。しかし、賃貸住宅に対しては全く補助制度がありません。

本町においても、新築の民間賃貸住宅の家賃は高額で5万円以上、8万円程度です。単身世帯

や若い子育て世代にとって、収入に占める住居費の負担割合が大変重い実態があります。ある統計によると、住居費負担率が3割を超える単身世帯は、賃貸住宅居住者では約4割です。本町では特に高齢者、女性、若い世代などの単身者が家賃の安い民間アパートを探すのは大変困難な状況です。

そこで、お尋ねをいたします。

1、本町における低廉な賃貸住宅は、やはり公営住宅です。本町の町営住宅募集では、団地の老朽化と高齢化で応募が少ないとの報告がありました。しかし、高額な賃貸住宅の家賃負担が生活を圧迫している特に若い単身者にとっては、町営住宅の家賃は魅力的です。エレベーターが設置されていない町営住宅の5階建ての4階5階の空き部屋に、若い単身者が入居できるように、町営住宅の入居要件を緩和する変更をはいかがでしょうかと考えます。

特に、空き部屋の多い高松団地の1棟から5棟などは、町の公共財産の有効活用ともなり、同時に、高齢化の町営住宅団地の活性化になります。さらに、何より賃金が上がらず、生活に苦しんでいる若い世代の支援になります。既に、県営住宅では、今年度4月より入居要件緩和の変更をしています。公営住宅の入居要件緩和は、時代が求めているものではないでしょうか。本町の公営住宅の多い町としての特徴を生かし、働く若者の住みやすい町として新たに町営住宅を有効活用できると考え、提案をいたします。単身者への入居要件の緩和を求めます。いかがですか。

2、高い家賃の民間賃貸住宅への居住者に対しては、一定の家賃補助制度を創設すれば、町営住宅との共存を図りながら、働く若者支援もできると考えます。いかがですか。以上です。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

町の防災対策について。答弁に入ります前に、このたびの能登半島地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復興をお祈りし、町としてできる限りの御支援をさせていただきたいと考えております。

それでは初めに、地震対策についての御質問にお答えをいたします。

まず、地震対策についての1点目、地域防災計画の見直しについてのお尋ねですが、水巻町地域防災計画では、起こりうる災害危険性について、大きく風水害と地震災害に分けて対策をすることとしています。風水害の種類は、浸水・洪水、土砂災害、暴風、高潮等がありますが、そのうち、洪水、土砂災害、高潮については、被害想定区域を示したハザードマップとして「みずまき防災マップ」を作成しています。

このハザードマップは、国や県が「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定した被害想定区域を周知するもので、平成29年度に国が遠賀川の被害想定を見直したことを機に、平成31年3月に現在の「みずまき防災マップ」の冊子形式に作り替えました。

その後、令和4年度に福岡県が管理する中小河川の浸水想定が公表された際には、本町も曲川と新々堀川の洪水ハザードマップを追加で作成し、配布し対応しています。

次に、地震につきましては、平成19年に本町が実施した防災アセスメント調査の結果と、平成24年に福岡県が実施した地震に関する防災アセスメント調査の結果を比較し、想定被害の大きかった本町が実施した防災アセスメント調査の結果である、福智山断層におけるマグニチュード7.0、震度7の地震を想定しています。そのため、水巻町地域防災計画では、水害、地震ともに、現状における各種調査の結果の最大規模の被害を想定したものとなっています。

なお、令和6年度には、福岡県が南海トラフ地震及び新たな主要活断層の被害想定を調査し、県の地域防災計画を見直す予定であるため、その結果により、新たな被害想定等が公表された際は、本町の地域防災計画についても必要な見直しを行ってまいります。

次に2点目の、多くの避難所となっている体育館に空調設備を設置するなどの早急な対策が求められると考えますがいかがですか、とのお尋ねですが、体育館は町民にとって身近な施設であり、また、その施設の広さからも災害等が発生した場合の避難所として特に重要な役割を果たすこととなる施設であると認識しております。

そのため、体育館に空調機器を設置することで避難者の居住性をより良好なものとし、避難所としての機能強化の推進を図ることは防災・減災事業の取組として重要であることは理解しています。

しかしながら体育館に空調設備を整備する場合、大規模な空間の温度・湿度を適切に保つための工事も併せて行う必要があります。国の補助事業等を活用した場合でも町の負担は高額なものとなります。また、体育館自体の老朽化も進んでおり、学校施設を含め、施設全体の整備を計画的に進めていく必要があると考えています。

そのため、現時点で避難所となる体育館に早急に空調設備を導入することは非常に困難でありますので、体育館を避難所として利用する状況が発生した場合に備え、避難者の状況やその時々々の温度環境等に応じ、空調設備が整っている校舎への避難や他の避難所への移動など、避難者が少しでも快適に避難生活を送れるよう臨機応変に対応し、配慮してまいりたいと考えております。

次に、3点目の本町において、要支援者名簿を基にした具体的な避難計画についてどうお考えですか、とのお尋ねですが、令和6年2月末時点の本町のあんしん情報名簿に登録されている避難行動要支援者の人数は1,133人となっており、災害対策基本法において、この対象者についての個別避難計画の作成が市町村の努力義務と規定されています。

本町では、自主防災組織や福祉会を組織する自治会などの支援関係者と対象者の情報を共有し、地域の協力を得ながら要支援者個々の状況に応じた災害時の声かけや避難の支援の方法を検討し、個別避難計画の策定が進むよう努めているところです。この事業を進めるには、地道な取組が必要ですが、猪熊区においてこのあんしん情報名簿を活用した支援の仕組みづくり先進的に取り組んでいただきました。この猪熊区の取組をモデルケースとし、他の地区での取組の推進につなげていきたいと考えています。

町全体の要支援者に対し、実効性のある個別避難計画を策定することは容易なことではありません。引き続き地域と行政が一体となり、避難行動要支援者の安全を確保する仕組みが構築

できるよう努めてまいります。

次に、4点目の耐震改修工事に関わる補助金の限度額を引き上げることを求めますがいかがですか、とのお尋ねですが、本町の耐震改修補助制度は、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震や平成23年3月に発生した東日本大震災など、頻発する地震災害等を背景として、平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行されたことに伴い、地震による被害の軽減を目指すために平成26年10月に開始いたしました。

開始当初の補助内容は、耐震改修工事に要する費用の40%を補助し、限度額を60万円としておりましたが、平成26年度から平成29年度までの補助実績は3件と非常に少ない状況でした。そのため耐震改修の一層の促進を図るため、平成30年度より耐震改修工事に要する費用の50%補助、限度額90万円と補助内容を強化したところです。

これは現在の福岡県内の市町村においても上位にくる補助内容でございますが、平成30年度から令和5年度までの補助実績は残念ながら1件となっており、耐震診断や耐震改修に関する相談も担当課へはほとんどない状況です。補助制度の利用や相談が少ない背景として、地震に対する危機意識の希薄化や、築40年を超える住宅に多額の費用を投資することへの抵抗等が考えられます。また、住宅を取得する若い世代は、古い住宅を購入しリフォームして活用するより、新築の住宅を建築または購入するケースが多い状況です。

しかし、昭和56年5月以前に建築または工事に着手した木造戸建て住宅は、依然として町内に多く存在します。町としましては、耐震性が不足する木造戸建て住宅の耐震改修の支援を継続していただくだけではなく、省エネ改修や耐震性のある住宅への建て替え等に伴う除去工事にも支援を拡大するため、「木造戸建て住宅性能向上改修等補助金制度」を創設し、制度内容を広く周知を行うために、町のホームページ等に掲載するほか、令和6年度の固定資産税納税通知書に制度内容の情報や耐震診断に関する情報を記載したチラシを同封し、利用の促進を強化してまいります。

御質問の補助金の限度額の引上げですが、本町の制度は福岡県内でも上位の補助内容でございますので、さらなる引上げをすることは考えておりませんが、まずは各個人が所有する木造戸建て住宅が、どの程度の耐震性があるのか把握することが重要であり、より一層の耐震診断や補助制度の周知に努めてまいります。

最後に、水害対策についてのお尋ねですが、まず洪水時の避難についてですが、御質問にありますとおり、ハザードマップが示す浸水想定は、町内の広い範囲に及んでいます。洪水の恐れがある場合の避難所については、町民体育館や吉田小学校など浸水想定がない高台にある施設となります。

また、遠賀川の氾濫など大規模災害時に備え、災害協定を提携している福原学園や折尾高校の施設を避難所に指定させていただいています。避難所への移動手段は、原則的には避難者自身で確保していただくこととなりますが、大規模災害時で大人数の輸送が必要な場合などは、同じく災害協定を締結している遠賀観光バスに協力の要請を行うものとしています。

また、猪熊町営住宅跡地に避難所も兼ねた町民センターなどを設置することについての御提案ですが、同跡地の町有地については、売却を念頭に活用方法など庁舎内の横断的な体制の基で検討しているところです。今後も先進事例の研究や不動産事業者等へのヒアリング、地域と

の対話などを行いながら、継続して検討を行ってまいります。

次に、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の創設についての御質問にお答えします。

補聴器購入助成制度を創設することを求めます、いかがですかとお尋ねですが、まず、「聞こえ」の維持が認知症予防や孤立の予防のためにも必要なことであるということは認識しております。

高齢者の難聴は、コミュニケーション不全、社会的孤立、うつ、自信喪失、危険察知能力の低下など様々な社会的支障を来し、認知機能にも影響を及ぼす可能性があるということは非常に危惧しているところです。

加齢性難聴は、加齢とともに誰でも起こる可能性があります。加齢性難聴を悪化させる原因として、動脈硬化や高血圧などの生活習慣病があると言われており、生活習慣病により内耳や脳の血流が悪くなり、聞こえの機能に悪影響を及ぼすとされています。生活習慣病予防については、令和5年度から介護予防普及啓発事業の認知症予防教室において、管理栄養士による食生活の見直しについての講話を開始しました。また、出前講座での講話や健診結果に基づき、保健師や管理栄養士による個別指導を実施しています。

今後も加齢性難聴による要因の一つである生活習慣病予防について、周知啓発を積極的に行ってまいりたいと考えています。

また本町では、難聴を早期に発見するための取組として、毎月第4月曜日に庁舎において補聴器相談会を実施しています。この相談会には、補聴器を専門に取り扱う医療機器メーカーのスタッフが2人従事し、実際に補聴器を購入された方や耳の聞こえが低下した方の相談を受けています。相談内容によっては、聴覚測定器等を活用して聴力検査を実施するなどし、必要に応じて医療機関への受診勧奨等も行っている状況です。今後も住民が「聞こえ」について気軽に相談できる体制の維持に努めてまいります。

次に難聴、いわゆる聴覚障がいには、聴覚障がいになった部位により、伝音性、感音性、混合性難聴に分類されています。加齢性難聴は感音性難聴の一種であり、内耳、聴神経、脳に原因があるもので、音が響くことで言葉の明瞭度が悪くなっている状態です。その程度によって、身体障害者手帳に該当する場合があります。手帳の交付を受けている方には、身体上の障がい箇所を補うための補装具の購入等の助成制度があり、補聴器購入の公費助成を受けていただくことが可能となっています。

また同様に、視覚障がいのある方や肢体不自由の方も身体障害者手帳を取得することで、眼鏡や歩行補助具等の補装具購入費の助成が受けられます。

そのため身体障害者手帳の認定基準を満たさない加齢性難聴者へ、町独自に補聴器の購入費を助成することになれば、身体障害者手帳交付の対象とはならない他の障がいをお持ちの方にも、等しく購入費の助成を検討する必要があると考えております。

よって、現在のところ将来的な財源の確保が見通せない中では、持続可能な制度を創設することは難しいと考えており、町独自の購入費用助成制度について検討する予定はございません。

最後に、単身者の町営住宅への入居要件の緩和と民間賃貸住宅への家賃補助についての御質問にお答えします。

まず1点目の、本町の「公営住宅が多い町」としての特徴を生かし、町営住宅を有効活用す

るために単身者への入居要件の緩和を求めますがいかがですか、とのお尋ねですが、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、平成23年5月2日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。これに伴い、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅の入居施策のうち、同居親族要件が廃止されることになりました。

このことにより、全国一律の入居要件が廃止され、各地方公共団体は、公営住宅の入居資格の中から同居親族要件をなくすことも、これまでどおり維持していくことも、地域の実情に応じて条例で定めることができるようになりました。

本町におきましては、「水巻町営住宅設置及び管理条例」の第7条第1項第2号において、町営住宅に入居できる者を「同居または同居しようとする親族がある者」とし、その例外として単身世帯で入居を認める場合は、60歳以上の方や身体等に障がいを持たれている方、生活保護を受給されている方などとなっており、従前の入居要件を継続しております。

この入居要件を継続している理由につきましては、条例において入居要件を除いた場合には、収入要件さえ満たせば誰でも入居できるようになるからです。特に、町営住宅係に寄せられる入居に関する問合せの多数は、ひとり親家庭や高齢者、生活保護を受給されている方など、本町は条例で示す要件に該当する住宅に困窮されている方からとなっております。

そのため、今後も真に住宅に困窮する方の居住の安定を図ることを住宅政策の基本とし、公営住宅が持つ住宅セーフティーネットとしての役割を十分に維持するためには、住宅の困窮事情を考慮した入居者資格の要件を設定する必要があると考え、現在に至っています。

ちなみに、福岡県や北九州市、中間市、遠賀郡3町の状況ですが、御質問にもありますように福岡県は令和5年4月1日より、単身世帯が入居できる住宅において年齢制限等が緩和されています。また、北九州市や中間市、遠賀町、芦屋町においては、本町と同じ入居要件となっており、岡垣町においても、一部住戸を除き本町と同じ要件としています。

御指摘のように、本町は県内でも突出した町営住宅の管理戸数を有しています。これらの多くは、旧炭鉱就労者住宅の改良住宅として建設されたもので、中には建設から半世紀以上経過する住棟もあり、老朽化が進んでいます。

さらに近年、町民の居住形態や施設の陳腐化等により町営住宅に対するニーズは低下しており、新規入居募集に伴う応募率は低い数値で推移しています。また入居が決定した後、入居を辞退する案件が度々発生しており、これらも現在の町営住宅における空き部屋数の状況につながっていると考えられます。

入居要件を緩和することで、若い世代に広く町営住宅を開放し、空き部屋を有効的に利用すべきとの御指摘ですが、今後、町営住宅が持つ住宅セーフティーネットの機能を維持しつつ、将来的な管理戸数の在り方を含め、空き部屋等の既存ストックを有効的に活用する方向性を検討する必要があります。

そのため令和6年度当初予算案で計上させていただいています「町営住宅既存ストック活用可能性調査」を実施する予定としており、この調査の中で、町営住宅の既存ストック等を有効的に活用する方向性を慎重に検討してまいります。

次に2点目の、高い家賃の民間賃貸住宅の居住者に対する家賃補助制度の創設についてのお

尋ねですが、御指摘のように現在本町では、「定住促進奨励金制度」や「住宅新築のための古家解体支援補助金制度」など、本町の将来を見越した定住促進施策に力を入れているところであり、国等の補助金を活用しながら、町民の皆様からの貴重な税金等を基本とする一般財源を用いて各種施策に取り組んでいます。

しかし、町内の賃貸住宅に入居されている多くの若い世代の方は、賃貸住宅の性質上、居住状態が流動的で、何年か居住され、様々な理由により居住されている賃貸住宅を退去されるケースが多々あると聞き及んでいます。そのため賃貸住宅の居住者と、居住後、長期にわたって固定資産税等の負担が見込まれる定住者とを等しく支援することは、税負担の還元という観点からは検討の余地があります。

また、御指摘のように本町は近年、多くの賃貸住宅が建設されていますが、そのような本町の住宅情勢の中、賃貸住宅の居住者に対する家賃補助制度を実施するためには、非常に多くの財源が必要となってきます。さらにこの財源の多くは既に居住している町民の皆様の税金等を充てることとなるため、多くの町民の皆様に御理解いただける費用対効果をいかに創出できるか適切に見極める必要があります。

今後、町内の住宅情勢や費用対効果をしっかり見極めた上で、本町の将来を見越した住宅政策として、慎重に検討してまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

はい。質問を行う前に、令和6年度の当初予算説明の中で、美浦町長は能登半島地震を受けてですね、「災害に強いまちづくりを推進してまいります」と明言をされていますので、名実ともにですね、予算もしっかりとつけていただいて抜本的に対策をとっていただきたいと、先に要望をいたします。

それでは質問に入りますが、まず、防災計画について、ちょっと入る前に、計画の中に、災害対策本部の設置についても、この防災計画は記述してありますが、先日の読売新聞の記事にですね、やっぱり女性の視点に立った災害対策が必要であると。内閣府も各自治体の取組を、今後、精査をして公表していくってということも行われるそうなんですけれど、対策本部の構成を見てみますと、町長はじめ、副町長、そしてあといろんな課の課長さんたちの体制になっていますが、今皆さん執行部の方、やっぱり女性の課長さんお1人しかいらっしやなくてね、どれだけ女性の声が届く——、いろんな備品についても、生理用品、粉ミルク、離乳食、紙おむつなどのね、備品についても、やっぱり、女性の方がいろんな面で気づくことが多いと思いますが、今、今後、災害対策本部を設置するときのメンバーはどういうふうな構成になりますか。女性はいますか。

議 長（白石雄二）

はい、増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

議員、御指摘のとおりですね、地域防災計画の中では充て職として、防災対策本部のメンバーというものの規定をしております。

その中で各担当課の課長という形になっておりますので、今後につきましてもですね、女性の課長職というものを増やしていく中で、そういう方に参画をいただきながら対策の方をしていきたいと思っております。

また、様々、先ほどの避難所運営でありますとか、そういったことに関しましては別途、協議する場を設けたいというふうに考えておりますので、そういった中で女性の視点というものを入れながら対応したいと思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

早急にですね、ぜひやっぱり、女性が入った対策本部っていう計画を、まず本当に急いで立てていただきたいと要望をいたします。

この地域防災計画についての内容、まず被害想定ですね。そこがやっぱり根本になると思うんですよね。

質問にも書いておりましたけど、能登地震では建物の崩壊などで、9割の方が亡くなられているという現実があります。

その被害想定の中で、建物の被害について、全壊・木造棟数で900棟とか、大破・非木造棟数で55棟とか、数字書いてあるんですけど、この、全壊木造戸建ての全壊は書いてあるけど、半壊とか一部損壊は全く入ってないので、私はこの想定の数値は、ちょっと少ないんじゃないかと。

やっぱり、町の行政として町民の命と暮らしを守るのが、町の役割ですし、今地震が頻繁に起こっておりますので、早急にですね、県が令和6年度から立てるっていうふうに答弁されましたけどね、その根拠となる被害想定の数値が少ないのではないかっていうことで、今言いました半壊とか一部損壊が入ってない。このことによって、死者、負傷者が想定されると思うんですけど、この数が少ないっていうことについては、どういう根拠でこれ出されてますか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

議員の御質問にもありましたようにですね、こちらの地域防災計画におきます被害想定、こちらにつきましては、平成19年に実施をいたしました水巻町の防災アセスメント調査、それから平成24年に福岡県の防災のアセスメント調査というものに基づきまして、被害想定の方をしておるところでございます。

この防災アセスメント調査というものは、地震災害、風水害といった自然災害の危険性と、建物やライフラインの分布などの社会的条件の評価を実施をしながら、作成をして、地域防災計画に反映をさせていくというものになっておりますので、この令和6年度に県の方が、答弁にもありましたように、もう一度主要活断層の被害想定を調査し、県の防災計画もこういうアセスメント調査を加えた中で見直すというふうになっておりますので、その結果を見て水巻町の必要な改正につきまして、検討したいというふうを考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

井手議員。

9 番（井手幸子）

質問にもありますように、福知山断層は震度7ですかね、っていうのはもうこれは前から想定されているわけで、町が、だから、どういうふうに対応を考えるかっていうところでは、もっと幅を広くですね、今言いましたように、家屋倒壊については一部とかは全然入ってない、入ってない。だから住めないですよ、災害があったとき。そしたら皆さん避難所に行く、ここに避難者数とかいう数も出してありますけど、これも結局、少なくなってくると思うんですね、流れとしてはそうなると思うんですね。

確実にやっぱり近いうちに起こるっていうのを想定して、もっと幅広くですね、令和6年度に県が県がと言われますけど、今までの考え方を、ちょっとやっぱり緊急的な意味合いで、作成を、計画を作成していただきたいと思っておりますけど、町長いかがですか。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

能登半島の地震、それから東日本大震災等々ですね、過去からひどい地震が起こっております。

そういう中で、水巻町としてですね、今、井手議員がいろいろ言われておりますが、私の方としても、安心・安全なまちづくりに向けて、今年予算をどうだとか、毎年ですね、安全の対策してやってきてる。

一つは、私は10年前に就任いたしましたけど、水巻で何が一番災害のときに問題だろうかと、やっぱり治水ですよ。

遠賀川、それから特に曲川。遠賀川はですね、やはり河口堰ができ、高さもあり、そして道路の幅もしてですね、強固にされております。しかし、曲川においては、氾濫をし、そして立屋敷、下二地区など、水が引かない。それから、交通が、車が通れない、これが水巻の一番大きな災害だと私は思っております。

そういう中で、やはり、伊左座とえぶりに排水機場があります。これは遠賀川の水位が上がったら、あまり意味をなさないんですよ、実際のところ。しかし、鯨瀬だけはですね、排水機場の効率がいいと。しかしながら、もう20年近く、35トンの排水機場が25トンで止まっている。そしてなおかつ、5トン10トンの最初に据えた機能が落ちて、非常にですね、そこが一番私は水巻の災害の盲点だと思っておりました。

そこで県に国にして、先日、議会の方に報告してもらいましたが、新しく10トンを増設し、その後ですね、県が古い、10トンを新設してくれました。これによってですね、水害における、災害が非常に少なくなったと思っております。

それから昨年、御存じのように遠賀川の水位をリアルタイムで見れるようにホームページでいたしました。

これも私が遠賀川の直方の河川事務所に、4年前5年前に飯塚、それから中間が氾濫危険水位になったというところで、水巻危ないというところで300名近くの方が松快園、あるいは吉田小学校、いろんな所に避難されました。

しかしながらですね、その当時、1メートルの差異があったわけです。それで河川事務所にですね、正確な水位を出してくれと言うと、1メートルの差異があったわけです。それぐらいに水巻はその当時でも、安全やった。

しかし、その報道によってですね、今にも水巻が氾濫をするというようなことでですね、大変な時期を過ごしました。

そういうことで、やはり遠賀川の水位を的確に町民の皆さんに知らせる、これが私の2つ目のこの10年間の中でやってきた。そういうことでですね、安全対策を今、能登半島地震があったからといって今、井手議員がいろいろ言われてますが、常々毎年ですね、行政として、安心・安全なまちづくりに向けてですね、やってるということだけは御理解していただきたい。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

ちょっと防災対策で一つだけ、今、町長がそのように言われて、水害対策にですね、力を入れてきたということで、それは大変ありがたいことでございます。

それで、遠賀川がですね、護岸についてですけども、あるいろんな調査とかにはですね、やっぱり遠賀川の護岸自体が、脆弱地盤じゃないかということが言われています。そのことについてね、もうやはり脆弱地盤であれば、地震のときにはそこがひび割れたり、っていうことの危険性があるわけですね。

だからその辺についてはどういうふうな今、対応するお考えなのかね。その点と、あと大雨ですね。もう本当に今局地的に大雨が降って、豪雨災害ということが言われております。

その時にですね曲川では、ポンプ場も排水力がアップして大丈夫だということなんでしょうけれども、やはり曲川からですかね、遠賀川もう河口に出るときにちょっと狭まって、海に出るときに狭まっていますよね。それで、曲川と江川とがまた合流するようなところで、内水氾濫が起こってくるんじゃないかという心配があります。

そのことについてもですね、じゃあ鯨瀬だけで対応できるのかということもあるわけですね。だから、その辺に対しては今そういう心配については、今、町としてはどの程度認識されているのか、お聞きします。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

まず遠賀川の河川の地盤系統ですね。これは国交省の遠賀川河川事務所がですね、きちっと把握をし、今ですね、河川事務所が何をやってるかということ、年間約 60 億の予算を組んで、維持管理、改修ですね。維持管理というのは、河口堰等々なんですけど、上流の川幅が狭い、そして底が浅いということで、川幅を広げ、浚渫をしてですね、そして今上流に水をためるといような今事業計画をして、田んぼに水をためるとかですね、そういうことで、下流に負担がかからないような、今、事業をやってると。だから、基本的には遠賀川の、今いう地震が起きたとき私も考えます。

地震が起きたときに河川の堤防は大丈夫だろうか。それによって浸水するんじゃないかといようなこともあります。そこは今、国の遠賀川の河川事務所が、強度とそういうものを、維持管理をやってるといところですよ。

それから、一番遠賀町の町長とよく話すんですけど、この台風等々が来たときに何が一番怖いかと言うとですね、満ち潮です、満潮です。特に遠賀町は西川が満潮になって、逆流するわけです。

しかし、先ほど岡田議員が言われたように、江川と鯨瀬はですね、そこで切れて落ちる。

しかし、それでもですね、満潮のときに江川のところがいっぱいになると、先ほど言われたように曲川の排水が、干潮のときはどんどん引きます。それはもう当然のことですよ。しかし、満潮のときに鯨瀬の 35 トンが普通どおりに機能する、排水はしますけど、やはり満潮ということになると、やっぱりそこら辺の落ちるんじゃないかなと、その効果がですね。そういう事情があるというのが今後の課題なんです。

だから、そういう課題をやはり、何て言いますか、台風が来たときに局地的に雨が降って、何時間もそこで雨が降るとですね、まずこれが一番、今、遠賀川の河川事務所、それから 21 市町村の首長等も同じ共通の悩みの中で、各町の悩みと全体を共有しながら、今後の遠賀川の河川に共有するですね、市町村が力を合わせてやっていこうということで。これっていう解決があればなおいいですけど、なかなか難しいところもあるということだけは御理解いただきたい

と思います。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

次に避難所についてね、お尋ねをします。

避難所となっている体育館に空調設備を設置してくださいという要望ですけど、今、美浦町長、今までも防災対策はやってきましたって、おっしゃってましたけど、今日の答弁では、莫大な体育館に空調機つけるのお金がかかるんで、教室に、校舎の方についていう答弁でしたけどね。

今ですね、学校施設環境改善交付金ですよ、これが、今まで、改善交付金の国の負担は3分の1だったものが、23年から3年間、23、24、25年、2025年まで3年間ですよ、2分の1でできますよって引き上げてるんですよ。

これに文科省の方は、断熱要件はありますけど、断熱率などについてはね、特には設けていないっていうのがあるんですけど、そういう意味でも経費をね、ちょっとでも減らせるっていう方法があるなと考えますけど、担当課、どう考えてます？

議 長（白石雄二）

佐藤課長。

学校教育課長（佐藤 治）

井手議員の再質問にお答えをいたします。

学校への体育館への空調の設置というようなところでございます、議員言われるようにですね、空調を設置して機能を果たせばですね、快適な環境を確保することが、やっぱり図れるというふうには考えておりますけれども。ただし答弁にもありますように、そのためには多額の費用がかかってまいります。

空調設備もございましてけれどもそのほかにですね、やっぱり効果を高めていくために断熱化の工事、これが必要になってまいりますし、当町の体育館はですね、どこもちょっと古い体育館でございまして断熱化対策が、今現在では対応してないと。またそれに加えてランニングコストですとか、10数年ごとに設備の更新というようなことがかかってまいります。財政的な面と、またあと全体の施設管理計画にも大きな影響を及ぼすものでございます。

またもう一つの理由としましてはですね、実際の事例がまだほとんどございませぬ。特に当町のように古い施設にですね、設置するというようなケースが県内でもほとんどなくてですね、果たしてそういったところで効果が期待できるのか、また費用面においてですね、把握というのが現時点では非常に難しいというふうに判断しております。

ですので今後、県内の動向をですね、自治体の動向を注視してまいりまして、そういった事例なんかがございましたら、調べをしましてですね、研究を重ねていきたいというふうに考え

ております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

国の方もね、やはり体育館への空調設備は整えてくださいと、遅れているっていう認識があるから、今まで3分の1だったものを2分の1に引き上げて、それでぜひ取り組んでくださいっていう意思なんですよね。だから当然今までなかったから、最初に手挙げてやるのはなかなか難しいかもしれませんが、やっぱこういうときにこそ、やっぱり考えていくっていう姿勢がね、要るんじゃないかなというふうに思います。

それで、やはり武道館なんかでもですね、もう大変もう、この冬の冷たい日なんかも、すごく寒いところですね、子供たちがもう本当、練習もして、そういうところに、寒さで鍛えるっていう面もあるのかもしれませんが、やはり、こういうインフルエンザとかコロナとか蔓延する中でですね、やっぱり環境を整えていくっていうことは必要なことだと思いますので、今後計画的にですね、こういう国の補助事業を使って、やはり体育館とか、そういう公共施設には、空調施設を整えるということは必要だと思いますので、ぜひいっぱい調べて、まず、どのぐらいのお金がかかるか試算はしてください。お願いします。

それで私町営住宅の件について、質問させていただきます。

今、町営住宅への入居に関する問合せの多数が、ひとり親家庭や高齢者、生活保護を受給されている方などの住宅に困窮されている方との答弁でした。それで、今後も住宅に困窮する方の居住の安定を図ることを住宅政策の基本として、住宅セーフティーネットとしての役割を十分に維持するために、私が提案いたしました、若者等の単身世帯の入居資格の要件を緩和することはしないと、そういう答弁でした。

町営住宅がですね、住宅困窮者のセーフティーネットでなければならない、これも当然なんですよね。公営住宅法、公営住宅法にはそのようにきちんと書かれてあります。「第1条目的、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、また、転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」という公営住宅法に基づいて、水巻町の町営住宅の条例ができてるわけですね。

それですね、私も当然そうなんです。じゃあ今現在、今の町営住宅がそうなっているのかということですよ。

答弁によりますと募集しても応募率が低いとか、入居が決定した後、入居辞退する案件が度々発生するとか、老朽化と居住形態や施設の陳腐化などによりニーズが低い、だから空き部屋の増加につながっているという答弁でしたが。

今ですね、町営住宅の新規入居の今の現実はどうなっているんでしょうか。そこをお聞きしたいんですけど。ひとり親、今水巻町ですね、ひとり親世帯や特に高齢者、生活保護を受け

ている方がですね、町営住宅に——。それではじゃあ——。一番維持し、十分に維持したいというそこですよ。それが十分に維持できてるのかっていうことなんですよ。

今、入れないんですよ町営住宅に、そういう人たちが。そういう現実があるんです。だから私たち、安い賃貸、民間の賃貸住宅、一生懸命探しますけどないんです。もう、生活保護を受けてる人が4万円以上の賃貸に住んでます。町営住宅に入れないんです。

高齢者は1階2階じゃないと、やっぱり1階ですかね、だんだん高齢になると。1階空いてないでしょう。入れないんですよ。だから仕方なく民間に行くんですよ。

今、安い3万円以下の住宅はありません、民間で。もう相当古くとか、2階建てのアパートとか、そういうとこしかないんですよ、現実。立派な若者がすぐね、若い世帯の若い親子が住んだり、新婚さんが住んだりするような、しゃれたアパートはいっぱいあります。けど高齢者や困窮者が、低賃金、低所得の方々が住むような所は町営住宅しかないんですよ。だからそこに入れていただきたいけど入れてもらえない。

第一義的な町営住宅の意義が、私は今果たされてるとは思わないんですよ。だから、ここをまず住宅政策としては考えていくべきだと思います。

じゃあ、ないのかといえば空いてるんですよ、いっぱい、町営住宅。高松団地とかいっぱい空いてるんですよ。けど入れないんですよ。単身世帯の皆さんは入れないんですよ。

だから県営住宅が、変えましたよね、条例改正しまして入れるようになりました。岡垣町も既に条例改正して、単身世帯のところはもう目一杯だそうです。満杯だそうです。

なぜ単身世帯は入れるようにするかっていうと、やっぱり近年の社会情勢に寄り添った供給ができる。それと住宅セーフティーネットとしての役割を果たすと、これが一番大きいんですよ。

若年単身世帯に住宅セーフティーネットとしての役割を果たす。それと、今、これ県の資料ですけど、やっぱ、1世帯の人数がね、少なくなってる、平均して。県では2.15人です。1世帯の大きい世帯、それで世帯規模の大きい住宅が、部屋が余ってるそうです。3DKとかね、そういうのが。そしてやっぱり団地自治会運営が円滑化すると。そして住宅に困窮する低額所得者に対して的確に公営住宅が供給されるように、この今回の入居要件の緩和をしたというのが、これ県営の話ですけどね。

私はどうしてこれが水巻町の町営住宅でできないのかと、そこが分からないんです。

答弁をお願いします。

議 長（白石雄二）

古川課長。

住宅政策課長（古川弘之）

岡田議員の再質問にお答えいたします。

まず空き部屋が増える要因、これについて御説明させていただきますと、冒頭の答弁の中にもありましたように、老朽化に伴う住宅設備等の陳腐化、これが挙げられると思います。またですね、現在町営住宅の入居者、もう現在住まれてる方、入居者の方が高齢化が進んでいま

すことからですね、高層階に入居されている、今、高齢者の方たくさんおられますけども、高齢者のためにですね住替え用として、一定程度、1階とか2階の空き住戸、これを確保する必要がありますので、今、その辺の、1階2階の募集自体もですね、3階以上を中心とした、募集というふうになっております。

先ほどニーズ的なものも答弁の中にありましたけど、確かに私の方も、今、係の方に毎日のように電話がかかってきます。問合せの電話がですね。やはりそれ聞いてみますとやはり高齢者の方とか、生活保護を受給されてる方とか、あとは、ひとり親世帯の方とかですね、そういった本当に住宅に困窮されてる方、こういった方の問合せが非常に多くなってきています。

あと若い方からも、問合せはあるんですけども、そもそもですね、例えば水巻町内に住んでいない方とか、あと収入要件を満たさない方、そういった方の問合せが多いというふうな現状があります。

今後ですね、当然四、五階、空き住戸がありますけども、これを有効的に活用する方策を当然ながら練っていく必要があります。

また今、公営住宅といっても、公営住宅は当然ですね、県営住宅、町営住宅、あとですね、ちょっと家賃が高めなんですけども、UR、そういったものを公的賃貸住宅というんですが、それも含めた形の検討、政策を練っていく必要があると思いますので、当然先ほど言われました県営住宅の方はですね、入居要件を下げ、単身世帯でも入れるようになっています。

特にそういった緊急を要する場合には、現在においてもですね、おかの台なんかは常時募集をやっておりますので、そういった県営住宅の御案内をさせていただいています。

ですから、そういった住宅困窮者を町営住宅で担うというのは無理がありますので、全体的な形でですね、やっぱり検討を進めていくことなどが必要と考えています。

ですから令和6年度ですね、そういったものを踏まえまして、「住宅既存ストック活用可能性調査」というのを予算計上させていただいて、実施させていただくことになっています。

御理解のほどよろしく申し上げます。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

私が言いたいのは、町営住宅は困窮者のセーフティーネットでなければならぬけれども、一番大事なその役割が果たせてないですよ、ということを言いたいんです。

入れないんです。だからそれはね、考えないといけないですよ。どうしたら入るのか、そういう人たちが町営住宅に入居できるようにできるのかを考えるのが、我が町の町営住宅担当課ですよ。

入れない人がいっぱいいるんですから。

1階は埋まってますよね。1階なかなか入れないでしょ。

上の、今高齢化してるから先ほどおっしゃった、下におりたいから順番待ちですよ。だからそこ、そこを考えていただかないと、解決しないんですよ。

民間住宅で安い民間はありません。入れるところありません。

だからですね、そして、おかの台とか、高齢者になるとおかの台とか高松の上のほうとかには行かれないんですよ。買物も大変だし病院も遠いし、どうしてもやっぱり町の中心地のほうに集まってきたっていうのが高齢者の皆さんの思いですよ。やっぱり便利な平たんなところに住みたいっていうのがね。

だから、そこを上手に町営住宅の政策としては、それで現実に空いてるんだから、空いてる所をどう活用するかっていうのは、今後ですね、何とか調査をするそうですけど、ぜひですね、いつか町営住宅を削減したいような町長の意向もあったかのように思いますけれども、そうじゃなくて今足りてないんだから、そういう低廉な、公共住宅、公営住宅としての役割を果たす住宅は水巻町には少ないんですから、そこをしっかりと担保できるようにですね、していただきたいというのが私の思いでありました。

そして、やっぱり、若者世帯をね、単身世帯を入れるようにするという何ていうか町営住宅の方向転換、こういうのも本当に何て言うんですかね、若い人たちがすごく今、賃金が上がらない30年ですね、大変な思いしてました。就職氷河期とかもありましたよね。

そういう若者たちがなかなかこう、家庭から出て独立できないっていう状況もあると思うんですよ。自分の家賃じゃアパート借りては一人立ちできないっていう、悩んでいる御家庭とかもお聞きします。

だから、やはりそういうためにもですね、やっぱり単身世帯を救う、若者世帯を救うっていう意味でもね、そういう方向も、町営住宅では担ってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと補聴器のほうですけれども、大分認知症と関連するということですね、難聴と認知症との関連があるということが、皆さんの中で一致できてきたかと思います。

それで担当課のほうが食事のね、生活習慣病も関係するんだということで、食生活見直しの講話を開始してくれたということでございますので、今後もっとですね、積極的に認知症と難聴との関係をね、周知・啓発していただきたいと思うんですけども。

この毎月第4月曜日に、庁舎において、難聴を早期に発見するための取組としての補聴器相談会、これがですね、あったんですよ。このことについて、私も前回の答弁で初めて、初めてっていうか、かつて昔は聞いたことあったのかもしれないけど何か、自分には遠い話のように聞いてたのかもしれない。

相談会があつてると毎月第4月曜日にね、これをもっと町民に知らせなければならないと思うんですよ。

ここを活用して、今なぜかっていうと、補聴器せつかく高い高額を買っても、眼鏡みたいにつけたら、すぐ見えるようになるんじゃないんです。物すごくトレーニングと調整と、すごく時間がかかるんですよ。

そういうことが必要なんですよっていうことをまず、町民の皆さんに知らせていくためにも、この相談会の充実っていうのが今必要なんではないかと思うんですけど、その点についてお願いしたいと思います。答弁お願いします。

議 長（白石雄二）

洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

毎月第4月曜日に行ってる補聴器相談会についてですね、これについては過去の御質問の中でも、実施してますということは周知してますけど、住民周知の部分についてはですね、広報とかホームページとかで周知を行ってますけども、その点についてまだ知らない方もいらっしゃると思いますので、補聴器を現実使ってる方については、補聴器メーカーさんから水巻町については第4月曜日に行っているということは周知されてますので、御相談がある方はお見えになられてます。

それ以外の補聴器をまた使われてない、ただ耳の聞こえが悪くなったのが、難聴なのかどうなのかというところのですね、そういった聞こえについての相談の部分については、今後も広報等で周知をしてまいりたいというふうに考えております。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

先日厚労省が出したですね、結果がありますよね。提言がありますよね。あれを言いますと、まず最初に難聴に早く気づくということがまず一番で、その次には医療への、医師への勧奨をするというようなことだとかがされてます。

そういう意味ではね、この相談会っていうのがもう既にその役割になってきてるんじゃないかと思うんですね。だから、そういう意味では水巻町は難聴に対して、ちゃんとやってるじゃないのっていうことだけど、なかなかそれが住民の皆さんには、今、皆さん、買った人は分かりますけど、悪くなって買った人は分かりますけど、50代とか60代のほぼ、私も60代ですけど、もう3人に1人がもう難聴になったり認知症になったりするっていう時にですよ、その相談会をもっと有効に活用できるようにしないといけないと思うんですよ。

だから、買った、本当に悪くなった人だけじゃなくて、悪いかもしれないっていう人に早く難聴を知らせる、このことが今水巻町にとって、ひいてはその認知症予防にもつながるということになるので、私たち、なぜこれやってるかっていうと、認知症予防のための難聴を早く直したいというか、対応したいということなんですよ。

だから、障がいまでいくんじゃなくてですね、障がいの程度までいくんじゃなくて、軽い初期の段階の難聴を早く発見すると。そのためにはこの相談会の在り方をもっとこう何か、今のやり方じゃない、違うやり方をね、もっと住民に周知できるようなPRできるような、そういうやり方に変えられるのかどうかですね。そこをお願いします。

議 長（白石雄二）

洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど「ホームページとか広報で周知を」ということをお伝えしましたけども、それ以外にコロナ禍が落ちついてきてる中で、福祉課の出前講座等も、年間かなりの件数、出前講座等をさせていただくようになってますので、そういった出前講座の機会を捉えてですね、生活習慣病から難聴になっていく、加齢性難聴になっていく。

それが、ひいてはその認知症につながっていくんだということも含めて、出前講座等で紹介するとともにですね、令和4年度から実施してます認知症予防教室等においても、その点を周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上です

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

みんなが利用しやすいようにね。

それで利用がどっと増えたときに、対応できるのかという問題なんですよ。60代の人たちがね、ちょっと今度行ってみようって、私も行かしていただきたいと思ってますけど。そういう時に対応していただけるのかどうかですね。大事なのは認定補聴器技能士ですかね、技能者、こういう方がきちっとおられるだろうと思いますけど、そういう方がきちっと対応しないとやっぱり駄目ですよ、ということなんですよ。

そういう方がちょっと近隣も調べてみましたけど、そうそうたくさんはいらっしゃいません。こういう技能を持った方が。だから、町がやるからにはやっぱりそこら辺はきちっとやっていただきたい、というふうに思ってるんですけどいかがでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

岡田議員の御質問にお答えいたします。

補聴器相談会に来られている補聴器メーカーの方についてはですね、その場で補聴器の調整等も行える技術を持った方が来られてますので、そういった専門の方が相談に応じていただけるということになっております。

あと周知が広まってですね、利用者が増えたときにどうなるのかっていうところになりますけども、今、本町においては月1回、第4月曜日に行っておりますけども、この方たちについては、ほかの町もですね、無料相談会のほう巡回されてます。

ですので、人数が増えたときにこの1時間の中でできる、対応できる人数とかもあると思いますので、そこが増えてくれば、もしかしたら時間を長くしたりとか、また日数を増やすとか、そういった御相談にはなってくるのではないかと思いますけども、そこは状況に応じてですね、今、来ていただいている補聴器メーカーの方と御相談をさせていただきたいというふうに考えております。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

8 番（岡田選子）

ぜひですね、7月からキャンペーンが始まります。CMが始まるんですね、30億円使って。だから皆さんが難聴と認知症っていうことがもう、いつもね、耳から入ってくる、目からも入ってくるんですけど、CMされますんで、多分、興味・関心がもうこれまで以上に強くなると思います。

それでぜひですね、今1時間なんですか、1時間なんですか、1日おられるんかと思ったんですけど、やはりそうすると、人数に限りがありますよね。だからその辺をしっかりと宣伝していただいて認知症予防としてですよ、「認知症予防として、難聴に早く気づきましょう」というキャンペーンをね、町自身がやっていただいて、「その相談会があります、利用してください」と。そこも広く広げていただいて、私たち議員も、やはり町の中でそういう話をずっとしてですね、難聴による認知症予防をね、ぜひ少しでも、食事と一緒にですね、やっていけたらいいなと思ってますので。

ちょっと補助まではなかなか届きませんので、助成を国とかがね、県とかが助成をしてくださったら、町も当然やりたいというお気持ちは町長持っていてるみたいですけど。今すぐ町独自にはっていうのは難しいみたいですので、今できることは何かということで、そういう対応をね、しっかりしていただきたいというふうに受皿づくりをお願いしたいと思います。

はい、じゃ、終わります。

議 長（白石雄二）

はい、井手議員。

9 番（井手幸子）

災害対策について、ちょっともう時間がありませんのでまとめて質問をいたします。

一つは、先ほどの避難所の整備の件ですけれど、昨日ですかね、総務財政委員会で収入の何か説明されているときに、屋根貸しのね、収入が何ぼっていうのが出ておりましたけど、学校とかも屋根貸しを、公共施設の屋根を貸してるっていうのをされてると思いますけど、でも、屋根だけ貸してるんで、そこで発電された電気は避難所では使えないということになるのでね、これも先々考えたらね、やっぱり蓄電っていうのが大変らしいですけど、ちょっと考えていただきたいというのが一つ。

3番目の要支援者について、猪熊をモデルケースとしてと答弁をしてありますけれど、地域でね共助、地域でそうやって要支援者に対しての支援をしていくという、それもとても大事なことだと思います。

しかし、これも、限界があるっていうか、要支援、この人をもって、支援しに行く人が被災されたりするとね、そういうことは当然起こってくるので、限界はあると思うんで個別避難計画ですね、これを早く作っていただきたいと。

それと、耐震化についてですね、耐震化については、限度額90万になっても、問合せが1件しかなかったって答弁がありましたけれど、何でかと思いませんか、理由をですね、ちょっと執行部の考えるところをお願いしたいと思います。

最後に水害ですね、これについては、答弁は、高台ね、例えば町民体育館とか吉田小学校、それ高台にありますよ、ありますけど、そこまでなかなか行けないですよ。

先ほどから出てますように、遠賀川の地盤というか、この間、防災の学習会があったときに、やっぱり非常に軟弱な、水巻町が地盤であると。

そういう中で、学校とか遠賀観光バスとかにも協力を依頼はしてるっていうけど、水巻は高台がないで、軟弱地盤なんだから、水巻は水巻でね、やっぱり対策を取るべきだと思いますよ。移動についても、バスが——、一応してるっていうけど、そのときの状況によって、そのバスが出せるかどうか分からないし、特に伊左座と猪熊地区ですかね、っていう所は、町独自の対策として、ぜひですね、具体的に予算もいっぱい使っていただいて、計画をしていただきたいと思います。以上質問。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

まず、太陽光パネルの屋根貸ししてる部分の蓄電池という形の部分かと思うんですけども、やはりこの蓄電技術というのが非常に高額になっているところがあるかと思っておりますので、今後そういった技術の推移というものを見ていながら、検討したいというふうに考えております。

それから、要支援者の個別計画についてなんですけれども、こちらについては本町では「避難行動要支援者名簿」を兼ねました「あんしん情報名簿」の整備を今進めておりまして、名簿を活用して各地区の自主防災組織などの協力を得ながら、要支援者の個々の状況に応じた「個別避難計画」を策定していきたいというふうに考えております。

ただし、要支援者や地域の状況がそれぞれ異なっておりますので、個別の事情に応じて進める必要があるため、今後、地道にはなるかと思っておりますけども、活動を続けていきたいというふうに思っております。

それから、今、高台がないのに、やっぱり避難というところの御質問だったかとは思いますが、まず当町におきましてですね、かなりの遠賀川が決壊等ですれば、3メートルを超

えるような浸水があるということもあろうかと思います。

ただしですね、地震とは異なりまして、水害につきましては気象庁などから行政のほうにも、事前に防災情報を収集することができますので、洪水等が発生する恐れがあるときには、高台にある避難所、やはりそちらのほうに早期に避難をしてもらえるように、避難情報を伝達することが非常に重要になってくると思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

町長。

町 長（美浦喜明）

ちょっと補足させてもらいますけど、今ですね、避難を体育館とか、そういうのもありますけど、形態がどんどん変わってきてですね、車で避難をするというようなですね、車で、例えば吉田小学校のグラウンド、それからビバホームの駐車場とか、災害の協定をしておりますので、今までは、すぐに皆さんに体育館を、とかですね、先ほど井手議員が猪熊とかどうすんだというようなこと言われたんですけど、今、ほぼほぼですね、家庭に車があって、ある程度の時はですね、車で避難というところも視野に入れてですね、今避難行動が変わってきてるんですよね。

その度合いによってでしょうけど、災害の。だから、今まで固定観念の体育館で。ただ、うちの場合は、そういうことを見越して河川事務所と話して、やはり折尾高校とか共立大学の体育館をですね。

特に、半分浸かるわけですよ、ハザードマップで。だから、よく二の住民の方からも聞かれます。俺たちはどうしたらいいか。そうすると、折尾高校、共立は遠いという声も聞こえます。

そういうことで、遠賀観光バスと協定いたしまして、やはりこれという回答はないわけですよ。最善を尽くすしかないんですけど、少しでも、まずは人命を優先いたしまして、そしてその中で、やはり車とか、あるいは遠賀観光バスとかですね、いろいろもう総合力を上げていかないと。

それから先ほど女性のことも言われ、当然のことだと思ってます。今の時代に避難場所での配慮をですね、女性の目線で、よくマスコミ等も言っておりますが、水巻も当然のことだと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

以上で1番、日本共産党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

[「補助金したけど1件しかなかったって、どう思われますかって質問」と発言する者あり。]

議 長（白石雄二）

答弁を許可します。

住宅政策課長（古川弘之）

すみません。件数が少ないということの理由のお尋ねなんですが、対象になるのがですね、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された旧耐震の住宅でございます。

ですから傾向的には、そういった古い、もう 40 年以上経過している住宅に対して、お金をかけて改修するよりも除却するほうがいいというふうな傾向が強い。その証拠に住宅新築のため古家解体支援事業をうちのほうやっていますけども、その件数が年々増えていることもその表れだと思っています。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、以上で 1 番、日本共産党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 32 分 休憩

午後 11 時 43 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2 番、光進会。はい、名倉議員。

7 番（名倉亮介）

7 番名倉です。光進会を代表して質問させていただきます。

水巻町南部地域の商業施設誘致について、質問いたします。

現在、水巻町南部地域では商業施設が少ないため、歩いて中間市方面の商業施設や立屋敷のルミエールまで、買物に行かれている住民をよく見かける状況です。また、住民からは、近くに食品や日用品を買える商店が欲しいとの声を多くいただいています。今後はさらに高齢化が進み、ますます買物に困る住民も増えていくと思われま。

そこでお尋ねします。このような現状を解消するために、町において南部地域へ買物ができる商業施設等の誘致を行う考えはありますか。よろしくお願ひします。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

水巻町南部地域の商業施設誘致についての御質問にお答へします。

本町の国道3号線より南側の地域におけるスーパーやコンビニエンスストアなどの買物ができる施設は、曲川を挟んだ東西の地域で大きく状況が異なり、東側地域の吉田地区方面は大小の商業施設が複数出店していますが、西側地域の立屋敷・下二・伊左座・二地区方面は日用品などを取り扱う商業施設がない状況となっております。

この状況は、都市計画法にて定められた用途地域と農業のために定められた農業振興地域の制限が、大きな要因となっていると考えています。

曲川の西側地域は、用途地域が一般住宅用として定められた第一種低層住居専用地域と農業振興地域にて大半のエリアが占められており、商業施設の出店は原則行えないため、本町にて商業施設誘致を行えない状況でありますので、御理解をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

これより、再質問をお受けいたします。はい、名倉議員。

7 番（名倉亮介）

地域によって商業施設が出店できない状況は理解いたしました。

そこで、お尋ねします。商業施設が出店しない理由に用途地域の制限があるとのことですが、その用途地域を変更する考えはありますか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

名倉議員の再質問にお答えいたします。

本町の用途地域につきましては、昭和50年に一番初めに定められております。続きまして都市計画法の改正がありました平成7年にですね、その50年に決めた用途をさらに細分化したというような経緯になっております。

もう用途が設定されてから50年近くたっておりますので、社会を取り巻く状況でありますとか本町の状況も大きく変化しておりますので、現在建設課のほうにおいて用途地域の変更に向けたですね、検討を今進めているところでございます。

今後、最終的には決定権は県になりますので、県との協議も行いつつですね、概ねの方針ができましたら、議会のほうにも御報告したいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

6 番（廣瀬 猛）

今の回答で、今県との現在用途地域の見直しを行っていくとのことですが、そのスケジュー

ルについて、いつ頃を予定しているのか分かったら教えてください。

よろしく申し上げます。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

廣瀬議員の再質問にお答えいたします。

用途地域の見直しですけれども、現在、全町的な見直しの検討を行っておるところです。

今後のスケジュールなんですけれども、来年度ですね、令和6年度から7年度ぐらいにかけて、素案をつくりながら、県を含めてですね、周辺の自治体、芦屋とか北九州市、中間市辺りとのすり合わせも行いながらですね、下協議を進めてまいりたいと思っております。その後、都市計画法に基づく法的な手続に入っていきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

6 番（廣瀬 猛）

用途地域の見直しの検討と今後はその案を福岡県と協議を行うということですが、その際にですね、住民の方々への説明とか、そういう説明会を行う予定はありますでしょうか。

議 長（白石雄二）

北村課長。

建設課長（北村賢也）

廣瀬議員の再質問にお答えいたします。

用途地域の変更に関しましては土地の利用制限が変わりますので、土地を持たれてる方でありましたり、そこに住まれてる方に多大な影響を及ぼすこととなります。

したがいまして法定手続に入る前にですね、そういった関係する住民の方たちにはもう十分な説明をしてから、手続に入りたいというふうに思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

6 番（廣瀬 猛）

そうですね。後にトラブル、そういった問題が起きないようにですね、しっかりと説明、そ

ういうのをやっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長（白石雄二）

はい、名倉議員。

7 番（名倉亮介）

今後、県と用途地域の見直しにて協議を行うことということであれば、二区や伊左座地区などの地域における商業施設の誘致にはかなり時間がかかると思います。

そこで、現在福祉課で実施されている買物困難者支援事業、いわゆる移動販売についてお尋ねします。

現在の実施場所を確認しますと、二区や伊左座地区などの伊左座小学校校区では1か所も実施されていません。そのため、今後、実施場所を増やす考えはありますか。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えをいたします。

福祉課実施の買物困難者支援事業につきましては、現在グリーンコープに委託を行っております。月曜日、火曜日、木曜日にですね、町内12か所で実施をさしていただいております。御指摘のとおり伊左座小学校校区につきましては、今現在1か所も行っていないという状況でございます。

事業のですね、実施を行ってない地区で増やす場合におきましては、まず、自治会において利用意向調査、住民の利用意向調査のほうを実施していただいております。

今回この買物困難者の支援事業につきましては、高齢者の見守り事業も兼ねておりますので、販売の際には、自治会役員また民生委員の方に御参加をいただくということになっております。

そのためそういった諸条件がクリアされる状況であればですね、自治会の区長を通して町の方に要望があれば、グリーンコープと協議の上、実施場所を増やすことは可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、名倉議員。

7 番（名倉亮介）

はい、ありがとうございます。

地域住民に利用意向調査を行うにしても、移動販売がどのようなものか把握できない方も結構いると思うのですが、希望する自治会にまず、お試しのような形で実施してもらい、住民に

移動販売の体験をしてもらうということは可能でしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、洞ノ上課長。

福祉課長（洞ノ上浩司）

御質問にお答えいたします。

お試しですね、移動販売の実施をということでございますけども、実施回数とか実施場所については協議が必要ではあると思いますけども、住民の方にですね、体験をしていただくということでは、区長を通じて申し出てもらえれば実施が可能だというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、名倉議員。

7 番（名倉亮介）

希望する自治会が出てきたときは、対応していただくようよろしくお願いいたします。

これで光進会の再質問を終わります。ありがとうございます。

議 長（白石雄二）

以上で、2 番、光進会の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前 11 時 53 分 散会